

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第一章～第九章略</p> <p>第十章 児童発達支援センター（第八十条―第八十五条）</p> <p>第十一章 削除</p> <p>第十二章～第十五章略</p> <p>附則</p> <p>（最低基準の目的）</p> <p>第二条 最低基準は、児童福祉施設の利用者が、明るく、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（児童福祉施設の長を含む。以下同じ。）の指導又は支援により、心身ともに健やかにして、社会に適應するように育成されることを保障するものとする。</p> <p>（設備の基準）</p> <p>第六十六条 福祉型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一・二略</p> <p>三 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。</p> <p>イ 遊戯室、支援室、職業指導に必要な設備及び音楽に関する設備</p> <p>ロ 略</p> <p>四 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設には、遊戯室、支援室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備を設けること。</p> <p>五 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第九章略</p> <p>第十章 福祉型児童発達支援センター（第八十条―第八十五条）</p> <p>第十一章 医療型児童発達支援センター（第八十六条―第八十九条）</p> <p>第十二章～第十五章略</p> <p>附則</p> <p>（最低基準の目的）</p> <p>第二条 最低基準は、児童福祉施設の利用者が、明るく、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（児童福祉施設の長を含む。以下同じ。）の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適應するように育成されることを保障するものとする。</p> <p>（設備の基準）</p> <p>第六十六条 福祉型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一・二略</p> <p>三 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。</p> <p>イ 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び音楽に関する設備</p> <p>ロ 略</p> <p>四 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設には、遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備を設けること。</p> <p>五 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設</p>

には、次の設備を設けること。

イ 支援室及び屋外遊戯場

ロ 略

六〇九略

(職員)

第六十七条 1～13略

14 福祉型障害児入所施設において、心理支援を行う必要があると認められる児童五人以上に心理支援を行う場合には心理担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を置かなければならない。

15 福祉型障害児入所施設の心理担当職員は、学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(設備の基準)

第七十五条 医療型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 医療型障害児入所施設には、医療法に規定する病院として必要な設備のほか、支援室及び浴室を設けること。

二 略

三 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、屋外遊戯場、ギブス室、特殊手工芸等の作業を支援するために必要な設備及び義肢装具を製作する設備を設けること。ただし、義肢装具を製作する設備は、他に適当な設備がある場合は、設けることを要しない。

四 略

(職員)

には、次の設備を設けること。

イ 訓練室及び屋外訓練場

ロ 略

六〇九略

(職員)

第六十七条 1～13略

14 福祉型障害児入所施設において、心理指導を行う必要があると認められる児童五人以上に心理指導を行う場合には心理指導担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を置かなければならない。

15 福祉型障害児入所施設の心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(設備の基準)

第七十五条 医療型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 医療型障害児入所施設には、医療法に規定する病院として必要な設備のほか、訓練室及び浴室を設けること。

二 略

三 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、屋外訓練場、ギブス室、特殊手工芸等の作業を指導するために必要な設備及び義肢装具を製作する設備を設けること。ただし、義肢装具を製作する設備は、他に適当な設備がある場合は、設けることを要しない。

四 略

(職員)

第七十六条 1～5略

6 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設には、第三項に規定する職員及び心理支援を担当する職員を置かなければならぬ。

7 略

第十章 児童発達支援センター

(設備の基準)

第八十条 児童発達支援センターの設備の基準は、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場(当該児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)、医務室、相談室、調理室、便所、静養室並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けることとする。

第七十六条 1～5略

6 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設には、第三項に規定する職員及び心理指導を担当する職員を置かなければならぬ。

7 略

第十章 福祉型児童発達支援センター

(設備の基準)

第八十条 福祉型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。

一 福祉型児童発達支援センター(主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。)には、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場(当該福祉型児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)、医務室、相談室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。

二 福祉型児童発達支援センター(主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次号並びに次条第一項及び第二項において同じ。)の指導訓練室の一室の定員についてはおおむね十人とし、その面積については児童一人につき二・四七平方メートル以上とすること。

三 福祉型児童発達支援センターの遊戯室の面積は、児童一人につき一・六五平方メートル以上とすること。

四 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターには、静養室を設けること。

2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）の基準に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けることとする。

3 第一項の発達支援室及び遊戯室は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 発達支援室の一室の定員は、おおむね十人とし、その面積は、児童一人につき二・四七平方メートル以上とすること。

二 遊戯室の面積は、児童一人につき一・六五平方メートル以上とすること。

（職員）

第八十一条 児童発達支援センターには、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むために必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他子ども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員をそれぞれ置かなければならない。ただし、次の各号に掲げる施設及び場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

一・二略

五 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、聴力検査室を設けること。

六 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、指導訓練室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。

（職員）

第八十一条 福祉型児童発達支援センターには、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むために必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他子ども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員をそれぞれ置かなければならない。ただし、次の各号に掲げる施設及び場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

一・二略

三 医療機関等との連携により、看護職員を児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員

四 当該児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第二条第二項に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第四十八条の三第一項に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合 看護職員

五 当該児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十七条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第十条第一項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第二十七条第一項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合 看護職員

2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する職員（嘱託医を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な職員を置かなければならない。

3 児童発達支援センターの児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、通じておおむね児童の数を四で除して得た数以上とし、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない。

4 児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

三 医療機関等との連携により、看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員

四 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第二条第二項に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第四十八条の三第一項に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合 看護職員

五 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十七条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第十条第一項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第二十七条第一項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合 看護職員

2 福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、通じておおむね児童の数を四で除して得た数以上とし、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない。

3 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

4 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、第一項に規定する職員及び言語聴覚士を置かなければならない。ただし、同項各号に掲げる施設及び場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

5 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならぬ。

6 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、言語聴覚士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、通じておおむね児童の数を四で除して得た数以上とする。ただし、言語聴覚士の数は、四人以上でなければならぬ。

7 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、第一項に規定する職員（看護職員を除く。）及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を通わせるものにあつては栄養士を、調理業務の全部を委託するものにあつては調理員を置かないことができる。

8 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、内科、精神科、医療法施行令第三条の二第一項第一号ハ及びニ(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する者でなければならぬ。

9 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、看護職員及び機能訓練担当職員の数は、通じておおむね児童の数を四で除して得た数以上とする。ただし、機能訓練担当職員の数は、一人以上でなければならぬ。

10 第九條第二項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所

等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）第一条第二項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と児童発達支援センターに入所している障害児を交流させる場合において、当該障害児の支援に支障がないときに限り、当該障害児の支援に直接従事する職員については、当該児童への保育に併せて従事させることができる。

（準用）

第八十二条 第六十八条第一項及び第七十条の規定は、児童発達支援センターについて準用する。

（保護者等との連絡）

第八十三条 児童発達支援センターの長は、児童の保護者にその児童の性質及び能力を説明するとともに、必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、当該児童の生活指導につき、その協力を求めなければならない。

第八十四条 削除

（心理学的及び精神医学的な診査）

第八十五条 児童発達支援センターにおいて障害児に対して行う心理学的及び精神医学的な診査は、児童の福祉に有害な実験となつてはならない。

第十一章 削除

等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）第一条第二項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。第八十七条第二項において同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させる場合において、当該障害児の支援に支障がないときに限り、当該障害児の支援に直接従事する職員については、当該児童への保育に併せて従事させることができる。

（準用）

第八十二条 第六十八条第一項及び第七十条の規定は、福祉型児童発達支援センターについて準用する。

（保護者等との連絡）

第八十三条 福祉型児童発達支援センターの長は、児童の保護者にその児童の性質及び能力を説明するとともに、必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、当該児童の生活指導につき、その協力を求めなければならない。

（入所した児童に対する健康診断）

第八十四条 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターにおいては、第十五条第一項の入所時の健康診断に当たり、特に難聴の原因及び機能障害の状況を精密に診断し、治療可能な者については、できる限り治療しなければならない。

（心理学的及び精神医学的な診査）

第八十五条 第七十三条の規定は、主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターにおける心理学的及び精神医学的な診査について準用する。

第十一章 医療型児童発達支援センター

(設備の基準)

第八十六条 医療型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 医療法に規定する診療所として必要な設備のほか、指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を設けること。
- 二 階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。

(職員)

第八十七条 医療型児童発達支援センターには、医療法に規定する診療所として必要な職員のほか、児童指導員、保育士、看護師、理学療法士又は作業療法士及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。

2 第九条第二項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させる場合において、当該障害児の支援に支障がないときに限り、当該障害児の支援に直接従事する職員については、当該児童への保育に併せて従事させることができる。

(入所した児童に対する健康診断)

第八十八条 医療型児童発達支援センターにおいては、第十五条第一項の入所時の健康診断に当たり、整形外科的な診断により、肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならぬ。

(準用)

第八十九条 第六十八条第一項、第七十条及び第八十三条の規定は、医療型児童発達支援センターについて準用する。